

10月1日

国勢調査を実施します



問い合わせ先

企画課 ☎30-6143番、☎30-6101番、FAX 22-1398番
総務省国勢調査コールセンター ☎0570-012010番
(コールセンター設置期間 9月11日(土)～10月31日(日))

国勢調査って何の調査なの？

国の人口などの実態を明らかにする重要な統計調査

国勢調査は、国の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的として行われる国の最も重要な統計調査です。

今年5年に一度の国勢調査の年で、10月1日を調査期日とし、日本に住んでいるすべての人と世帯を対象に実施します。

今回の調査は、本格的な人口減少社会となつて実施する最初の国勢調査です。日本の未来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。

国勢調査の結果は、多方面で利用されています

行政施策の基礎資料としての利用

防災対策や廃棄物の処理計画など、行政の施策を行うためには、その地域に住んでいる人(夜間人口)だけでなく、通勤先・通学先での人口(昼間人口)に関するデータも必要になります。

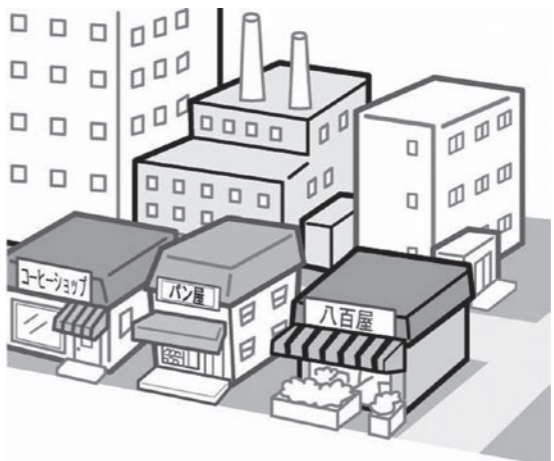
国勢調査をもとに、夜間人口・昼間人口のいずれについても、全国・市区町村別に詳細な統計が作成されます。

学術、教育、企業などの広範な分野で利用

経済学、社会学、人口学などの学術研究、小・中学校の社会学、高校の地理歴史などの教育資料、企業における需要予測や店舗の立地計画など、各方面で幅広く利用されています。

各種法令に基づく利用

国勢調査で得られる統計は「法定人口」とも呼ばれ、国・県・市が行政施策を進めるうえでの客観的な基準とされています。例えば、選挙区の区割り、地方交付税の算定などは国勢調査の人口が用いられています。



調査の進め方はどうなるの？

調査員が訪問します

9月下旬から、調査員が世帯を訪問して調査票を配布します。

調査の内容は、男女の別、出生の年月、就業状況、通勤・通学地、住居の種類など、全部で20項目です。

調査票には、「ふだん住んでいる人」について、漏れなく記入してください。調査票の記入は、調査票といっしょに配布します。「調査票の記入のしかた」を参考にしてください。

提出には2つの方法があります



記入した調査票は、左表の2つの方法で提出することができます。

調査票を提出する前には、記入漏れなどがないか、確認してください。記入漏れなどがあった場合、後日、確認をすることがあります。

調査票の内容は守られます

調査員をはじめとする国勢調査に従事する人には、統計法によって、個人情報保護するための厳格な守秘義務が課せられており、調査票の記入内容は厳重に守られます。

また、国勢調査は、統計法によって、調査票に記入して提出することの報告義務が定められています。

調査票に記入していただいた内容は、統計の作成に関連する目的以外に使用することはありません。調査票は、外部に漏れないように厳重に管理します。調査へのご回答をよろしくお願ひします。

国勢調査のスケジュール

9月中旬 調査員が、国勢調査をお知らせするチラシを配布します。

9月下旬 調査員が全世帯を訪問し、調査票を配布します。

10月1日 調査期日

10月上旬 調査員が世帯を訪問し、調査票を回収します。

※調査票を郵送で提出する世帯には、訪問しません。

10月中旬～下旬 調査員が調査票の提出が確認できていない世帯を訪問し、調査票を回収します。



国勢調査をよそおった不審な訪問者や電話・電子メールなどにご注意ください

前回の国勢調査では、調査員を装って調査票を持ちさる事件が発生しました。

調査員は身分を証明する顔写真付きの「調査員証」を携帯していますので、調査員が訪問したときには「調査員証」を確認してください。

また、国勢調査では、彦根市から内容を確認する電話を除き、電話や電子メールで調査を行ったり、調査の手数料として金銭の支払いを求めたりすることは、絶対にありません。「調査員証」が確認できないなど、不審に思われた場合には、調査への回答を保留し、企画課もしくは総務省の国勢調査コールセンターまでお知らせください。



「ふだん住んでいる人」とは

住民票などの届出に関係なく、平成22年10月1日現在、彦根市に▼すでに3か月以上住んでいる人▼まだ3か月以上住んでいないが、3か月以上にわたって住むことになつている人

「世帯」とは

▼同居と生計をともにしている人びとの集まり▼一人で1戸をかまえている人は一人で1つの世帯とします。※世帯の中に自宅以外から通勤・通学している人、病院に入院している人などがいる場合はご注意ください。

- ①封筒に入れて封をして、10月1日以降に改めて訪問する調査員に渡す方法
- ②郵送提出用封筒を利用して、直接、彦根市役所に郵送で提出する方法

※郵送料金は不要です。

